

屋外広告物継続申請手続フロー

◎屋外広告物継続申請
前回の許可内容から申請者や管理者
等に変更があるか確認してください。

変更なし

変更あり

◎申請書の該当する欄を訂正してください。
変更届を提出(2・3号様式)してください。

◎提出書類を確認してください。※詳しくは、別紙『継続申請に当たっての注意事項』を御確認ください。

(1)全ての方が提出する書類

- ①申請書(1号様式)
- ②点検報告書(4号様式の2)(屋外広告物ごとに提出してください。報告者(申請者)と点検者の記入がそれぞれ必要です。)
- ③写真(屋外広告物ごとに、点検状況を撮影した写真と、点検後の写真を提出してください。)

(2)該当する方が提出する書類

- ④変更届(2・3号様式)
 - ・申請者や管理者等に変更がある方
- ⑤特定屋外広告物安全管理者の資格証等の写し
 - ・高さ4mを超える屋上広告物、広告塔を設置している場合
- ⑥除却届(4号様式)
 - ・除却した広告物がある場合
- ⑦補修結果報告書(4号様式の3)
 - ・点検時に速やかな補修を要する箇所(点検報告書の点検結果がDのとき)があった場合
- ⑧返信用封筒(角形2号)・郵便切手(返信に必要な金額(100gまでなら140円))
 - ・市からの許可通知書の郵送を希望する場合
- ⑨委任状
 - ・申請者以外の方が申請する場合

持参する

郵送する

厚木市役所 第2庁舎12階
都市計画課までお持ちください。

〒243-8511 厚木市中町3-17-17
厚木市役所 都市計画課
へ郵送してください。

申請書類を確認し、後日、納付書を郵送します。
納付書に記載されている指定の金融機関で納付してください。

申請書類の内容を審査した後、継続許可の決定をします。

受取希望

郵送希望

許可が決定次第、御連絡します。
御都合の良い時に窓口まで
許可通知書を受け取りに来てください。

許可が決定次第、許可通知書を郵送します。
申請時に返信用封筒(角形2号)及び郵便切
手を同封(持参)してください。